

第 1 部 総 則

第1章 計画の目的・方針等

第1節 計画の目的と方針

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）第42条の規定に基づき、鳥羽市防災会議が作成する計画であり、鳥羽市の地域に係る風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、鳥羽市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第2項 計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて市民や関係者等への周知を図るものとします。

第3項 計画の見直しの背景

1 見直しの背景

伊勢湾台風（昭和34年）を契機に、国の防災体制が大きく見直されることとなり、全国的に防潮堤や堤防の整備が進められるとともに、災害対策基本法をはじめとした法的な体制の整備も行われる等、風水害対策も大きく進みました。鳥羽市においても各種施策が進められ、特に昭和63年7月の豪雨災害による加茂川氾濫時の水位を基準とした堤防の整備も進められた結果、現在まで加茂川の氾濫は発生しておりません。

しかし、近年では、その気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあります。

鳥羽市においては、平成27年9月9日の台風第18号で日降水量247.0mm（市観測史上10位）、1時間降水量75.5mm（市観測史上6位）を記録し、安楽島町桜ヶ丘地区で大規模な土砂崩れが発生するとともに、市内各所で道路が冠水し、2年後の平成29年10月22～23日の台風第21号では日降水量が396mm（市観測史上3位）、日最大瞬間風速は23.8m/sの激しい風雨となり、翌週通過した台風第22号と合わせて4件の土砂崩れをはじめ、各地で床上・床下浸水や道路の冠水がありました。また平成30年9月の台風第21号では市内約2,200戸で停電し、復旧まで最長38時間以上かかった地域もありました。

平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」では、各地で発生した土砂災害や河川氾濫により、県内において死者・行方不明者が合わせて10名に達し、鳥羽市においても宮川から流れ出た流木が、桃取町に大量に流れ着き、航路が一時閉鎖される事態となりました。

また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に各地で1,000mmを超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により各地で孤立集落が発生する等、鳥羽市においても孤立集落が発生した場合の対策を改めて考えさせられる状況となりました。

さらに、令和3年8月17日の豪雨では、市内の「浦村観測所」において1時間降水量が140mmを記録

し、「鳥羽雨量観測所」においても1時間降水量が76mm（市観測史上5位）、10分間降水量が20.5mm（市観測史上2位）等、これまでの記録を更新し、市に「記録的短時間大雨情報」が発表されるとともに、土砂災害や浸水により、市内で9件の住家被害と12箇所です砂崩れ等が発生しました。

令和5年6月2日の台風第2号と前線の影響による大雨は、線状降水帯が本市を通過したこともあり、日降水量481mm（市観測史上1位）と、40年ぶりに記録を更新した。また、1時間降水量も72.5mm（市観測史上7位）を記録し、市内各地に冠水や土砂の流出による通行止めを発生させた。

これら、甚大な被害をもたらした風水害による被害の特徴は、台風の大型化の他、線状降水帯等の急激な発達により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、対応の暇なく大規模で、最悪の場合、同時多発的な被害を発生させるというもので、全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

2 計画見直しのポイント

前述したとおり、近年の気象現象と状況の変化に対応するための計画の見直しのポイントは次のとおりです。

(1) 最新の気象現象と風水害等の計画への反映

第1部「第1章 第1節 第3項 1 見直しの背景」（P1-1-2）及び「第3章 本市の特室及び風水害等の状況（P1-14～24）」において説明しています。

(2) 組織改編に伴う所掌事務の変更と各地域防災計画の整合

令和5年4月の組織改編による、名称変更と防災に関する所掌事務が一部変更となったことから、「鳥羽市地域防災計画（地震・津波対策編）」及び「同 資料編」の修正に引き続き、本計画も修正し、各計画との整合を図りました。

第2節 計画の位置づけ及び構成

第1項 計画の位置づけ

鳥羽市地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「資料編」の3編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「資料編」については、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています。

第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の風水害の状況について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 台風接近時の減災対策	○ 台風等発生から発災までの事前の減災対策について、タイムラインの運用や市・市民の行動の例について具体的に書かれています。
第4部 発災後の応急対策	○ 市災対本部の各部の活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第5部 被災者支援・復旧対策	○ 市災対本部の各部の活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第6部 事故等による災害対策	○ 重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

第3項 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第4項 用語

この計画中の次の用語の意義は、下表のとおりとする。

NO	用語	意義
1	市災対本部	鳥羽市災害対策本部をいう。災対本部が設置された場合は部編成となり、廃止された場合は通常の課編成となる。
2	県災対本部	三重県災害対策本部をいう。
3	地方部	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
4	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
5	基本法	災害対策基本法をいう。
6	救助法	災害救助法をいう。
7	復興法	大規模災害からの復興に関する法律をいう。
8	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。 ※要配慮者等：上記に加え、市が必要と認めた同一世帯の者及び介護者を含む。
9	避難行動要支援者	本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
10	指定緊急避難場所	災害から命を守るために緊急的に避難する 施設又は場所 ※「風水害等のときに避難する 施設 」と「津波から逃げる 場所 」 【資料編：指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (P90-92)】
11	津波避難所	避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった避難者が一時的に滞在する 施設 (指定避難所)
12	町内会等	本市町内会及び自治会をいう。
13	学校、保育所等	小・中学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等多数の児童・生徒が利用する市が管理する施設をいう。
14	災害時地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。 (以下、「地区指定員」という。)
15	とばメール	市が登録者に向けて配信する、防災に関する情報を含むメールをいう。
16	市民	市内に住所を有する者及び本市に通学・通勤する者、又は本市に事業所等を有する法人をいう。

上記以外の用語については、基本法の例による。

第2章 計画関係者の責務等

第1節 市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割

第1項 市・県・防災関係機関の実施責任及び役割

1 市

- (1) 市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- (2) 市は、市民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- (2) 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- (3) 県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

- (1) 指定地方行政機関は、県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- (2) 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。
- (2) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2項 市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

1 市民

- (1) 市民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- (2) 市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

2 自主防災組織

- (1) 自主防災組織は、市民及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- (2) 自主防災組織は、地域において県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において市民の安全を確保するよう努める。

3 事業者

- (1) 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- (2) 事業者は、地域において市民、自主防災組織、県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第2節 市・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市	<p>【災害予防・減災対策】</p> <p>(1) 自助・共助を育む対策の推進</p> <p>(2) 安全に避難するための対策</p> <p>(3) 風水害等に強いまちづくりの推進</p> <p>(4) 緊急輸送の確保</p> <p>(5) 防災体制の整備・強化</p> <p>(6) 特定自然災害への備え</p> <p>【台風接近時の減災対策】</p> <p>(1) 市災対本部機能の確保</p> <p>(2) 避難誘導體制の確保</p> <p>(3) 災害未然防止活動</p> <p>【発災後の応急対策】</p> <p>(1) 市災対本部活動の実施</p> <p>(2) 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>(3) 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>(4) 緊急避難対策</p> <p>(5) 特定自然災害対策</p> <p>【被災者支援・復旧対策】</p> <p>(1) 市災対本部活動体制の確保</p> <p>(2) 避難者支援等の活動</p> <p>(3) 社会基盤施設等の復旧・保全</p> <p>(4) 復旧に向けた対策</p> <p>(5) 復旧にかかる支援措置</p> <p>(6) ボランティアの受け入れに関する措置</p> <p>(7) 災害廃棄物の処理に関する処置</p> <p>【事故等による災害対策】</p> <p>(1) 重大事故等対策</p> <p>(2) 火災対策</p>
市消防	<p>(1) 火災の予防・警戒・鎮圧</p> <p>(2) 災害の防除及び被害の軽減</p> <p>(3) 救助・救急活動</p> <p>(4) 行方不明者の捜索</p> <p>(5) 災害情報の収集・連絡等</p>

第2項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信整備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の市民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
<p>県警察 (鳥羽警察署)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機関名	内 容
第四管区海上保安本部 (鳥羽海上保安部)	(1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
中部地方整備局 三重河川国道事務所	1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から市民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び市民への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 2 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施

機関名	内 容
<p>中部地方整備局 三重河川国道 事務所(続き)</p>	<p>3 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の処置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
<p>津地方気象台</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>

2 指定公共機関

機関名	内 容
<p>西日本電信 電話（株） 三重支店</p>	<p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>

機関名	内 容
(株)ドコモ CS東海 三重支店	(1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
KDDI(株) 中部総支社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク (株)	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
東海旅客鉄道 (株)伊勢市駅	(1) 災害時における輸送 (2) 輸送施設の被災状況の調査及び災害復旧
中部電力 パワー グリッド(株) 三重支社	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (3) 災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (4) 電力供給施設の早期復旧の実施 (5) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便 (株)	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

3 指定地方公共機関

機関名	内 容
(公社) 三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療並びに助産救護活動
近畿日本鉄道 (株)	災害により路線が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
三重交通(株) (鳥羽市営 路線バス)	(1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
(一社)三重県 トラック協会	災害応急活動のための車両借上、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備
(一社) 三重県 LP ガス協会 鳥羽支部	(1) 災害時におけるガスの供給確保 (2) ガス供給施設の被害調査及び災害復旧

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体 （鳥羽商工会 議所、伊勢農業 協同組合鳥羽 支店、鳥羽磯部 漁業協同組合 各支所、鳥羽市 水道組合、鳥羽 市観光協会及 び旅館組合）	災害時の応急対策・指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あ っ旋等に対する協力
文化、厚生、社 会団体（鳥羽市 社会福祉協議 会、鳥羽市自 治会連合会等）	被災者の救助・ボランティア活動及び義援金品の募集等についての協力
危険物施設等 の管理者	危険物施設等の防火管理の実施、災害時での保安措置、応急措置及び当該施設の 災害復旧の実施
各港湾施設の 管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮扉等）の維持管理及び災害復旧の実施

第3章 本市の特質及び風水害等の状況

第1節 本市の特質

第1項 地形等

1 本市の位置

本市は三重県の東端部に位置し、志摩半島の北方向にあり、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面している。

2 市域

神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、海上交通の手段しか持たない離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。

3 地形的特性

渥美半島から答志島の北側を、「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。

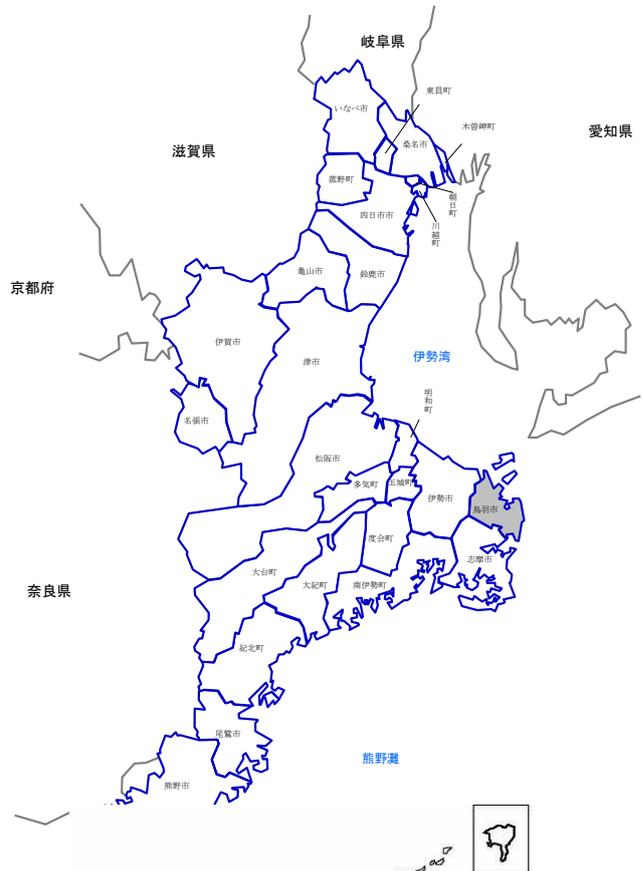
4 隣接市境界と加茂川の関係

朝熊ヶ岳(555m)によって伊勢市と境界をなし、志摩半島の最高峰の青峰山が志摩市との境界となり、これらの山地が分水界となる加茂川流域となっている。

5 主要な河川

市内を流れる主な河川としては、二級河川の加茂川堀通川、紙漉川、大吉川などがある。

加茂川は、鳥羽市松尾町の標高約200mの浅間山(せんげんさん)に源を発し、途中、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川の支川と合流して、伊勢湾に至っている。



6 観光と漁業

市内には鳥羽水族館やミキモト真珠島をはじめとした観光施設や海女関連の観光交流施設、歴史文化を伝える寺社仏閣・名所・旧跡、自然風景を楽しめる展望台等が数多く点在している。また、豊かな海場に育まれる、四季折々の海の幸を提供することから、宿泊施設や漁業従事者の数は県内でも上位に位置している。

7 公共交通機関

公共交通機関では、陸上交通として、鉄道が近鉄線・JR線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市に結ばれている。また、海上交通として市営定期船やフェリーによって離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれているなど、多様な公共交通手段を有している。交通網では、広域幹線道路である国道42号、国道167号が市域を縦貫し、県道・市道等を含めた道路体系が形成されている。

国道167号のバイパスである第二伊勢道路は、伊勢二見鳥羽ラインと接続しており、市民や観光客の利便性の向上に寄与しているほか、災害時の緊急輸送道路機能として重要な役割を担っている。

第2項 気象

1 気象区分

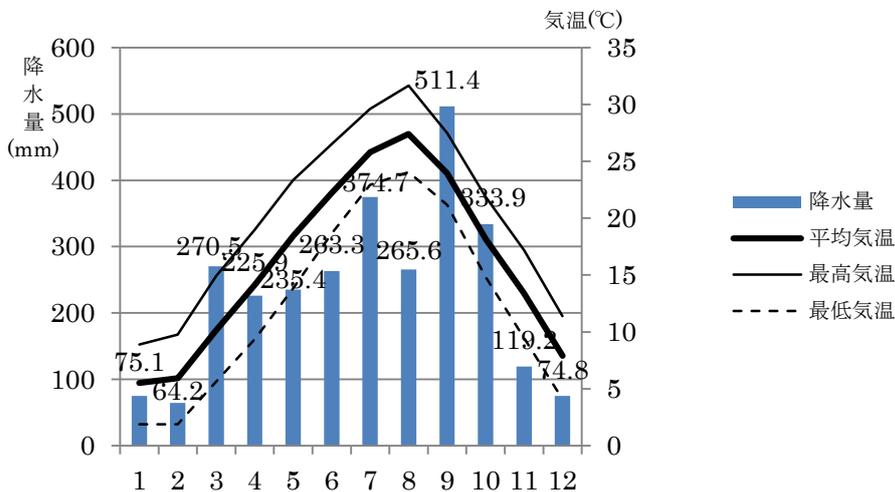
本市は外帯地域^{*}東側の海岸地帯に属しており、黒潮の影響で温暖な気候となっている。

(^{*} 三重県は、中央を流れる榑田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。)

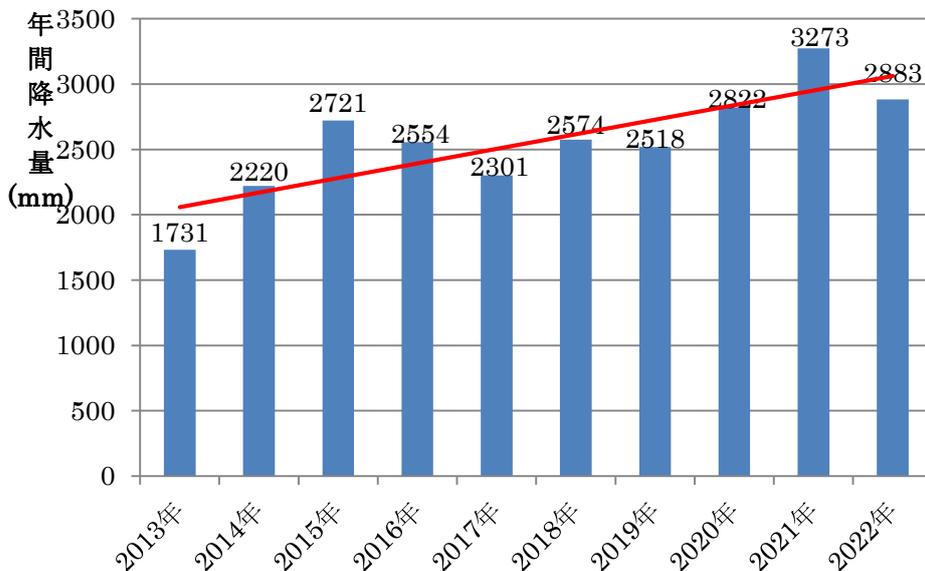
2 過去5年間の降水量統計

過去5年間の年間降水量の平均値が約2,814mmと日本の平均的な降水量の1,700~1,800mmを大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、11月から2月にかけて少なく、9・10月に月降水量の最大値が観測されることが多い。

■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）



■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）



第2節 本市における既往の風水害等の状況

第1項 本市における戦後の主な気象災害

戦後以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

本市において昭和期以降に死者、死傷者が発生した気象災害の件数は4件ある。昭和28年、昭和34年、昭和57年、昭和63年に死者、負傷者が生じた。これ以外では、台風等が幾度も襲来したにもかかわらず、人的被害の発生は見られていない。

平成期に入ってから平成3年の台風第18号によるさくらが丘団地の土砂災害、平成24年の台風第17号による妙慶川及び坂手町での浸水被害、平成27年の台風第18号によるさくらが丘団地及び加茂地区の土砂災害や市内各地で床上下浸水被害が発生した。下表では、死者・負傷者等が発生した災害をはじめ、市に影響を及ぼした気象災害について記載している。

(表) 鳥羽市に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称	死者(負傷者)(人)	罹災者数(人)	災害の概要	引用文献 参考文献
1953.9.25 (昭和28)	台風第13号	(5)	7,066	熊野灘を北上、志摩半島を横断した台風と満潮時が重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曾有の大災害を蒙った。	鳥羽市史(下巻) (平成3年3月)
1959.9.25 ~27 (昭和34)	台風第15号 (伊勢湾台風)	1 (78)	18,027	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。	
1965.9.17 (昭和40)	台風第24号	—	397	熊野灘から志摩半島に上陸、伊勢湾口を縦断	
1966.9.23~ 25 (昭和41)	台風第24号	—	1,275	台風第24号の影響を受け、本州南岸部にあった前線が活発化。低地で浸水、山間部でがけ崩れ等の被害。(雨量227mm)	
1982.9.11 ~12 (昭和57)	台風第18号	1	浸水被害 18	鳥羽市船津町の国道167号線から若杉町に通じる市道で加茂川が増水し、濁流に1名のまれる。	
1988.7.13 ~15 (昭和63)	梅雨前線豪雨	4 (1)	浸水被害 67	志摩半島を中心に局地的な豪雨となり、加茂川は午前8時頃から満潮と重なって溢水、氾濫し、松尾、岩倉、河内、船津の4町内全域が冠水	
1991.9.18 ~19 (平成3)	台風第18号	—	118	台風第18号の接近に伴い本州南岸の前線が活発となり、期間降水量が484mmとなり、さくらが丘団地で土砂崩れの被害が発生	気象庁HP「過去の気象データ」及び三重県地域防災計画(風水害対策編)
2015.9.9 ~10 (平成27)	台風第18号	—	140	<ul style="list-style-type: none"> ・7~9日までの総降水量:318mm ・日降水量:247mm ・日最大1時間降水量:75.5mm(市観測史上6位) ・さくらが丘団地、加茂地区で土砂崩れや市内各地で浸水被害が発生 	

第1部 総則
第3章 本市の特質及び風水害等の状況

発生年月日	災害の名称	死者(負傷者)(人)	罹災者数(人)	災害の概要	引用文献 参考文献
2017. 10. 21 ～23 (平成 29)	台風 第 21 号	—	118	<ul style="list-style-type: none"> ・日降水量：396mm (市観測史上 3 位) ・最大瞬間風速：23. 8m/s ・翌週通過した台風第 22 号による被害を含め、床上・床下浸水 25 件、土砂崩れ 4 カ所、道路被害 13 カ所、道路冠水 29 カ所の被害が発生 	気象庁 ホームページ 「過去の気象データ」及び三重県地域防災計画(風水害対策編)
2018. 9. 3 ～4 (平成 30)	台風 第 21 号	—	停電約 2, 200 戸	<ul style="list-style-type: none"> ・最大瞬間風速：29. 5m/s (市観測史上 2 位) ・強風に起因すると思われる倒木や放送用スピーカー等の傾斜、鳥羽駅自由通路の屋根の破損被害が発生 	
2021. 8. 17 (令和 3)	前線による 豪雨	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日最大 1 時間降水量：76. 0mm (市観測史上 5 位) ・日最大 10 分間降水量：20. 5mm (市観測史上 2 位) ・床下浸水 4 件、土砂崩れによる家屋被害 5 件・パールロードの通行止め 17 日間等の被害が発生 ※記録的短時間大雨情報 「浦村観測所」で 1 時間降水量 140mm を記録	気象庁 ホームページ ・ 川の防災情報
2023. 6. 2-3 (令和 5)	台風 第 2 号	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日降水量：481. 0mm (市観測史上 1 位) ・日最大時間降水量：72. 5mm (市観測史上 7 位) ・県内初の線状降水帯を観測 (気象台) ・家屋浸水 7 件 ・土砂崩れ 3 件 ・伊勢志摩スカイライン入口付近をはじめ各所で冠水による通行止め 	

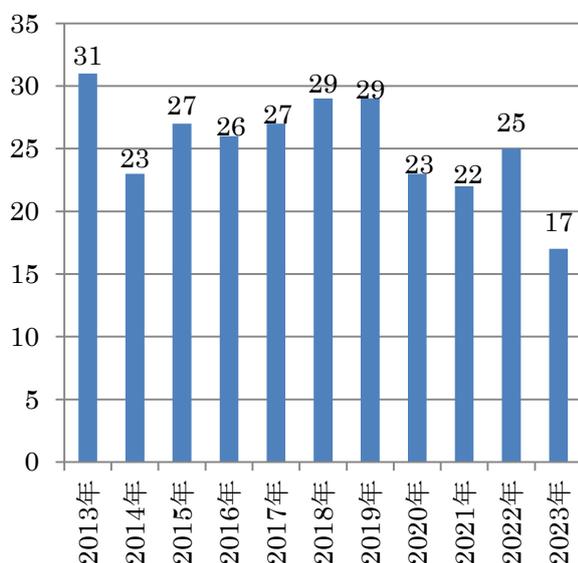
第3節 近年の気象及び災害の傾向

第1項 近年の気象の傾向

1 台風の発生傾向

日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去5年間平均は増加傾向で推移している。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、年々、平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海の海水温が上昇しているため、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることが原因と考えられている。

【図表 台風の発生回数】



【図表 台風の最低気圧の推移】



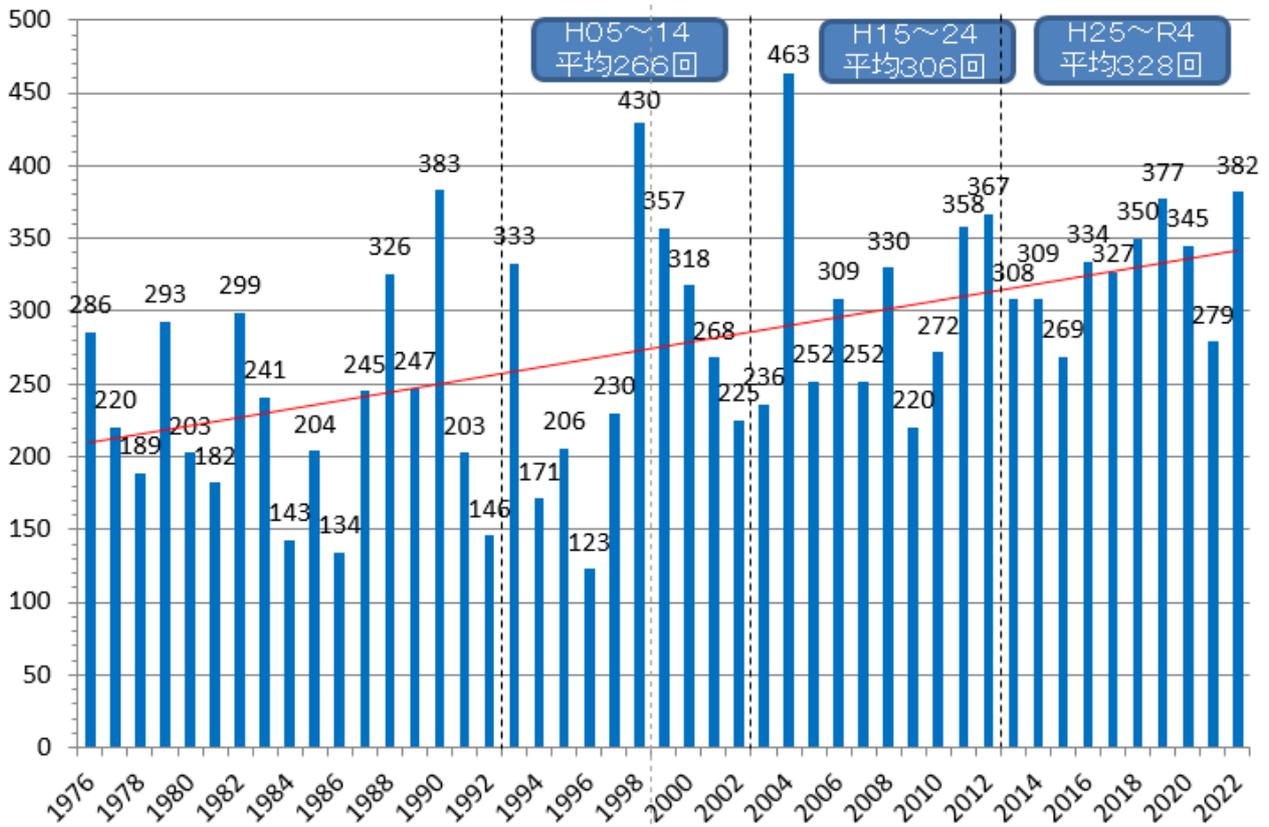
(気象庁HP「過去の気象データ」を基に作成)

2 大雨の発生傾向

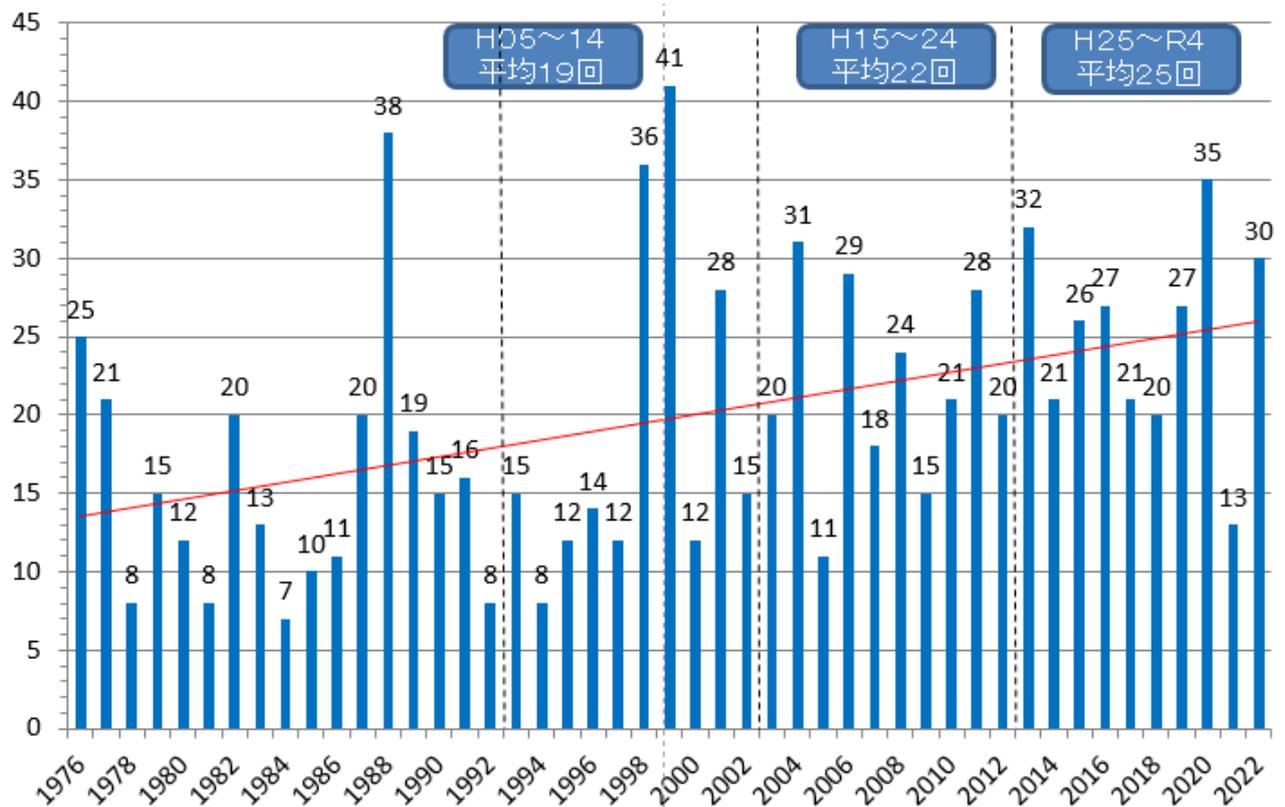
大雨の発生傾向として、全国のアメダス地点（約1,300地点）における、1時間降水量50ミリ以上（非常に激しい雨）、同80ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。

なお、次々と発達した積乱雲が同じ場所を通過または停滞する「線状降水帯」が全国各地で発生していたが、令和5年6月2日には、台風第2号と前線の影響により、三重県で初観測となる線状降水帯が確認され、市において記録的な降水量を観測した。

【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,300 地点）】
 1 時間降水量 50 ミリ以上



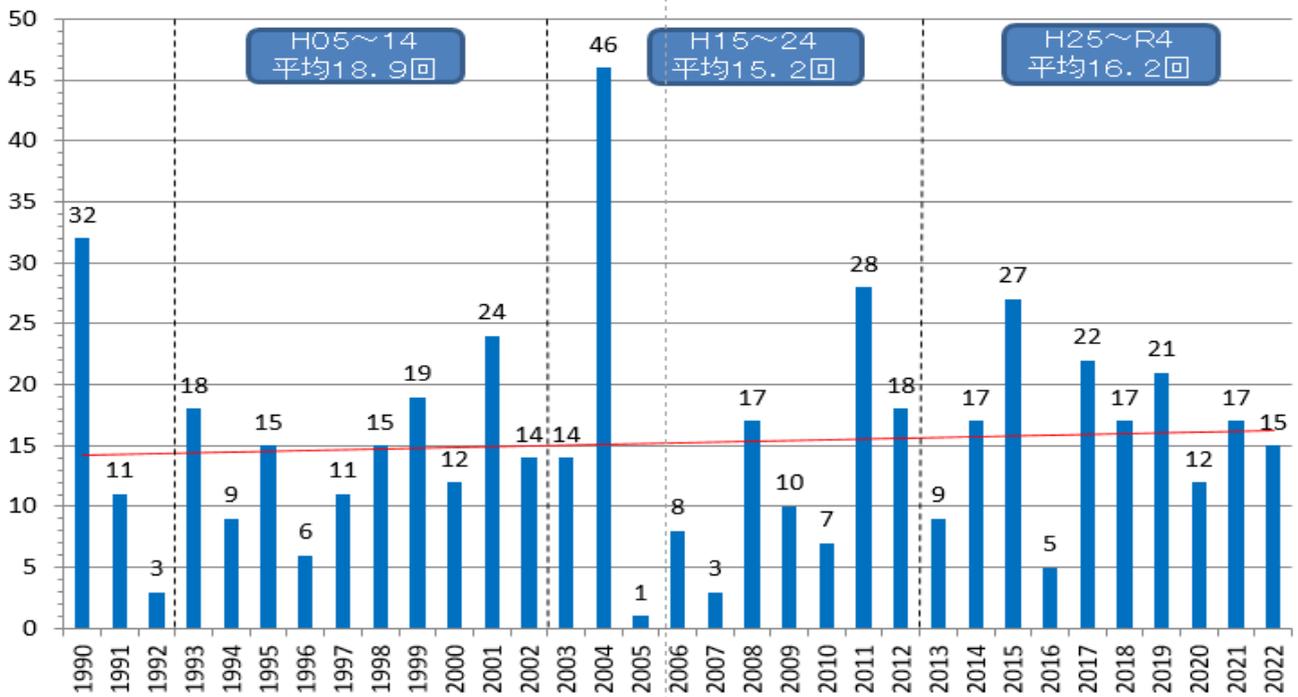
1 時間降水量 80 ミリ以上



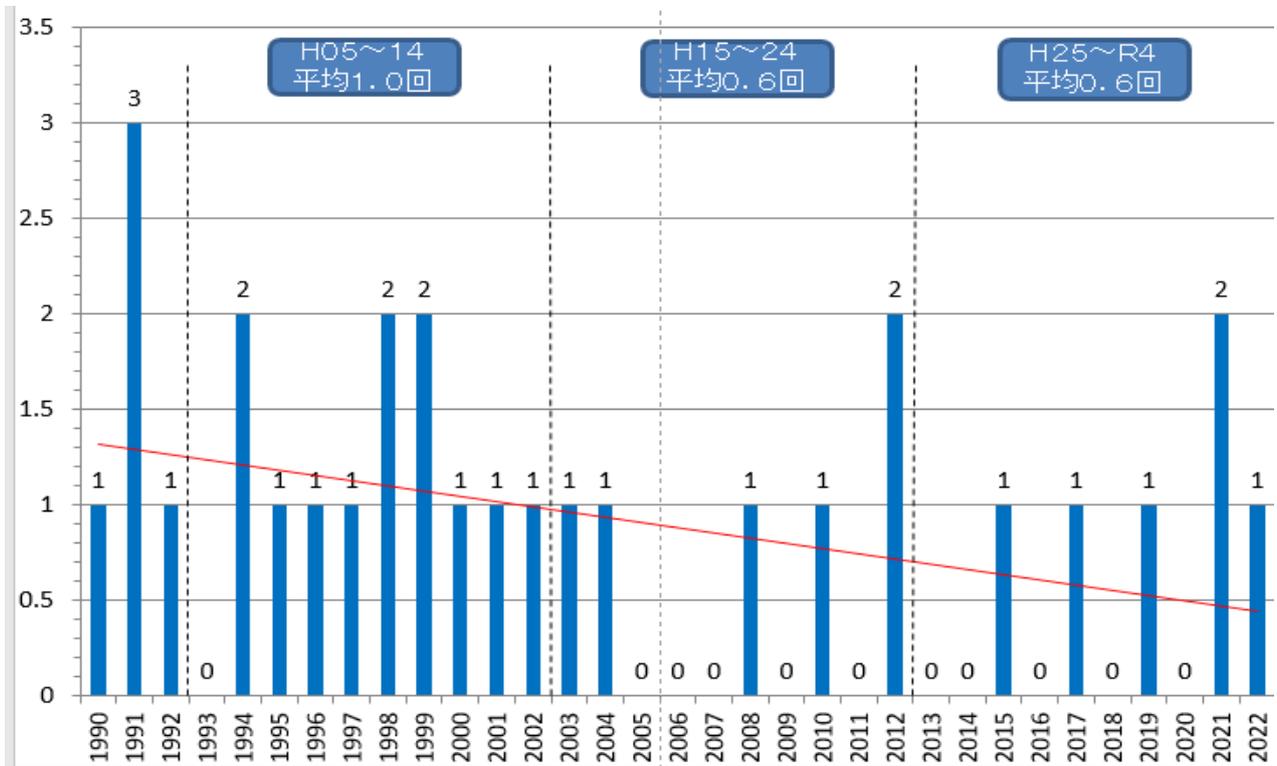
【図表 アメダスが観測した短時間強雨（1時間降水量50ミリ以上）の発生回数】

三重県 20 地点

〔20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜〕



鳥羽市



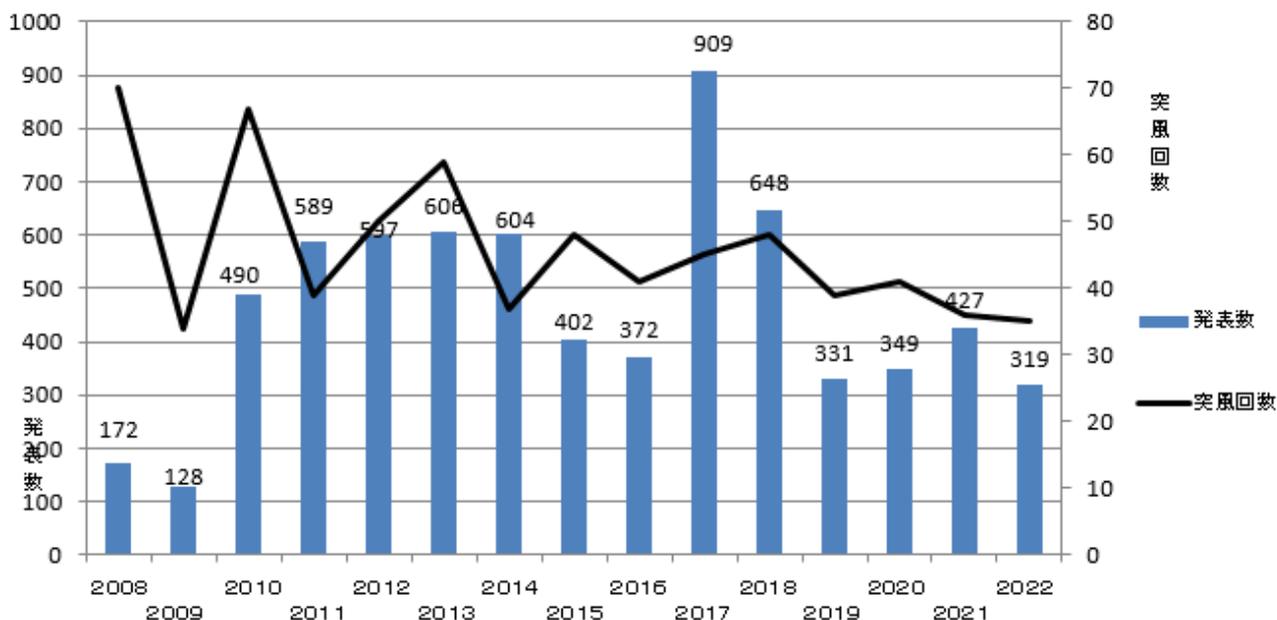
(気象庁の各種データ・資料／過去の気象データ検索を基に作成)

3 竜巻の発生状況

近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表しているが、発表回数は年平均463回に上り、実際に発生が確認された竜巻は、年平均で約20件（平成19年～令和4年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成3度の発表開始以降、これまでに16件（令和5年まで、現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数と突風の発生回数（平成20年～令和4年）】



(気象庁HP「竜巻注意情報の発表状況」を基に作成)

4 大雪の発生状況

降雪の状況については、各年の降雪量が前年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値(偏差)を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和37年から平成29年までの間、北日本、東日本(三重県含む)、西日本とも減少傾向を示している。

平成29年1月には、県北部から伊賀の範囲で大雪となり、いなべ市北勢で55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠(下)で33cm、四日市市塩浜で17cmの積雪が記録され、この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

令和5年1月25日(水)には、大雪により、近鉄とJR東海が昼頃まで運休したほか、市内の至る所で車両が立ち往生する等、市民生活に影響を与えた。

第2項 本市における災害の傾向

1 洪水被害の傾向

加茂川の氾濫による洪水被害は、昭和63年度からの河川改修以降は、現在まで発生していないが、住家の浸水被害については下表に示すとおり、直近の7年間平均は7棟となっている。

区分	床下浸水	床上浸水	計	計年平均	参考
平成11～20年	14棟	1棟	15棟	1.5棟	三重県地域防災計画－風水害等対策編－（令和5年3月修正）
平成19～28年	233棟	100棟	333棟	33.3棟	
平成29-令和5年	9棟	40棟	49棟	7.0棟	市災対本部情報収集・共有シート

2 土砂災害被害の傾向

本市における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の10年間の発生状況については、平成11年からは4件、平成16年からは3件と、ほぼ横ばいであったが、平成20年からは6件と、発生件数は増加傾向を示している。

【図表 県内の土砂災害の発生状況】

（平成16年～25年の発生状況）



（平成20年～29年の発生状況）



凡例

- 15回以上
- 10回以上～15回未満
- 5回以上～10回未満
- 1回以上～5回未満
- 0回

（三重県防災砂防課資料「市町別（年別）災害発生件数」を基に作成された「県地域防災計画」より引用）

※平成30年の台風第21・22号による土砂災害は4件発生した。

3 高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和40年代以降、大きな被害の発生は少なくなっている。

しかし、平成24年9月の台風第17号では、高潮と大潮と満潮が重なり過去最高潮位207mmを観測し、鳥羽一～五丁目、小浜町、浦村町、桃取町、坂手町において床上・床下浸水が約150件発生した。

また、平成30年9月の台風第24号でも高潮と満潮が重なり過去最高水位に迫る200mmを観測し、冠水による道路の全面通行止めが4カ所発生した。

【図表 全国の主な高潮災害】

発生年月日	主な原因	主な被害区域	最高潮位(T.P.m)	死者・行方不明者(人)	全壊・半壊(戸)
大正6年10月1日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和9年9月21日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和17年8月27日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和20年9月17日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和25年9月3日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和34年9月26日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和36年9月16日	第2室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和45年8月21日	台風第10号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和60年8月30日	台風第13号	有明海	3.3	3	589
平成11年9月24日	台風第18号	八代海	4.5	13	845
平成16年8月30日	台風第16号	瀬戸内海	2.7	3	11
平成16年10月20日	台風第23号	室戸	2.9	3	13
平成22年2月24日	低気圧	富山湾	0.1	1	11

※死者・行方不明者(人)、全壊・半壊(戸)は、高潮以外によるものも含む。

※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。

(内閣府「風水害等対策パンフレット(高潮災害とその対応)」を基に作成)